



目次

- 背景
- 適用時期
- コンテンツ提案の暫定合意
- 報告
- 米国企業の次のステップ
- 連絡先

欧州サステナビリティ報告—オムニバスの法改正および欧州サステナビリティ報告基準の最新動向

背景

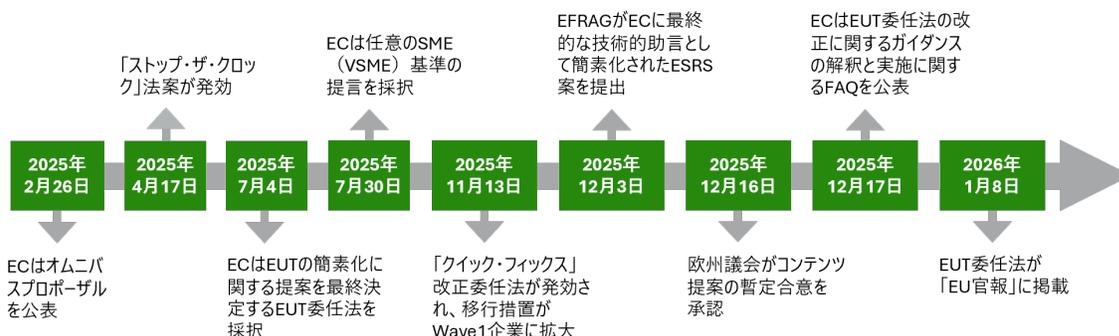
2025年2月26日に、欧州委員会（EC）は、[企業サステナビリティ報告指令（CSRD）](#)、[EUタクソノミー（EUT）](#)、および[企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）](#)の適用範囲内にある企業に対して、サステナビリティ報告およびデューデリジェンスに関する要求事項を大幅に軽減することを目的とした包括的な法案を公表しました。適用時期、適用範囲および報告要件の改正は、様々な指令および委任法を通じて実施されます。詳細については、2025年3月7日付の Deloitte の [Heads Up](#) をご参照ください。

2月以降、EC、EU理事会、欧州議会は、改正案を前進させるために多くの措置を講じてきました。特に、ECはEFRAGに対し、改正・簡素化された[欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）](#)に関する技術的助言の起草を指示し、EFRAGは2025年7月31日に改正ESRSの公開草案（ED）を公表しました。詳細については、2025年8月21日付の Deloitte の [Heads Up](#) をご参照ください。

本 [Heads Up](#) では、2025年8月以降の動向について、以下の内容を説明しています。

- 「ストップ・ザ・クロック」法案および「クイック・フィックス」修正案の立法状況の最新情報。これらはCSRDおよびCSDDDの適用時期を延期し、現在CSRDの要求事項のもとで報告を行っている企業に対し特定の移行措置を延長するものです。

- 2025年12月にEC、EU理事会、欧州議会の間で合意された **Omnibus I — COM (2025) 81¹**（「コンテンツ提案」）に関する暫定合意。これはCSR、EUT、およびCSDDDの適用範囲ならびにその他の規定を修正するものです。
- EFRAGによるECへの最終的な技術的助言の提出。この中には簡素化されたESRSの草案が含まれており、最終的な基準はECによって採択される予定です。
- EUTの簡素化に関する委任法に関する立法状況の最新情報。



適用時期

「ストップ・ザ・クロック」法案

(EU) 2025/794 指令²（いわゆる「ストップ・ザ・クロック」法案）は、CSRDで求められるEUT開示情報を含め、現行のCSRDに基づくWave 2 および Wave 3 企業³に対する既存の報告義務の適用を2年延期し、CSDDDの第一段階の要求事項の適用も1年延期しました。本指令は2025年4月16日に「EU官報」に掲載され、2025年4月17日に発効しました。加盟国は、2025年度の報告に適用するため、2025年12月31日までに国内法に法制化することが求められています。なお、各加盟国における国内法への法制化の進捗状況については、モニタリングすることが重要です。

「クイック・フィックス」修正案

Wave 1⁴企業はストップ・ザ・クロック法案の対象外であるため、ECは2025年7月11日に委任法によりESRSに関する「クイック・フィックス」修正案を採択しました。これにより、対象企業は2025年および2026年の報告において、2024年に適用されていた報告水準を維持し、場合によっては報告負担を軽減することが認められます。具体的には、(1) 報告初年度および2年目に適用される特定の経過措置の延長、および(2) 特定の場合には追加的な報告軽減が認められています。この委任法は2025年11月10日に「EU官報」に掲載され、2025年11月13日に発効しました。

特定のWave 1企業を2026年および2027年の報告から免除する加盟国の選択肢については、下記の**コンテンツ提案に関する暫定合意**のセクションをご参照ください。

¹ 「欧州議会および理事会による、企業のサステナビリティ報告およびデューデリジェンス要求事項に関する指令 2006/43/EC、2013/34/EU、(EU) 2022/2464 および (EU) 2024/1760 の改正案。」

² 「欧州議会および理事会による2025年4月14日付指令 (EU) 2025/794——加盟国が企業のサステナビリティ報告およびデューデリジェンス要求事項の一部適用開始日を定める指令 (EU) 2022/2464 および (EU) 2024/1760 の改正。」

³ Wave 2 には、(1) EU 規制市場に上場している大規模な米国企業、(2) 上場の有無に関わらず、大規模な米国企業の EU 域内子会社が含まれます。Wave 3 には、EU 規制市場に上場している中小企業 (SME)、特定の小規模・複雑でない信用機関、および特定のキャプティブ保険、再保険企業が含まれます。Wave 3 には、これらの基準を満たす米国上場企業および EU 域内子会社も含まれます。

⁴ 大規模な公益企業 (PIE) および EU 規制市場に上場している従業員 500 人超の発行体。これらの企業は、原則として既に非財務報告指令 (NFRD) の適用範囲に含まれています。Wave 1 には、(1) EU 規制市場に上場している従業員 500 人超の大規模な米国企業、および (2) PIE または規制市場に上場している従業員 500 人超の大規模な EU 域内子会社が含まれます。

コンテンツ提案に関する暫定合意

コンテンツ提案は、CSRD、EUT、および CSDDD の適用範囲および特定の規定を修正するものです。本提案は、2025 年 2 月に EC から提案され、共同立法手続きのもと EU 理事会および欧州議会との協議が行われ、2025 年 12 月 9 日に共同立法者間で非公式の暫定合意に達しました。その後、2025 年 12 月 16 日に欧州議会が暫定合意の文書を承認しました。最終的な文書は、EU 理事会による正式な承認を経て発効します。本指令は、「EU 官報」への掲載から 20 日後に発効する予定です。加盟国は、CSDDD に関連する規定を除き、指令発効から 12 か月以内にすべての規定を国内法に法制化することが求められており、CSDDD に関する規定については、2028 年 7 月 26 日までに国内法に法制化しなければなりません。

CSRD

暫定合意における現行 CSRD への主な修正点として、適用範囲の閾値、適用免除、バリューチェーンキャプ、限定的保証基準の修正が含まれます。これらの修正点について、以下で詳しく解説します。

適用範囲の閾値の改正

暫定合意のもと、報告義務は以下の企業に適用されます。⁵

- **EU 企業（第 19a 条および第 29a 条）**—貸借対照表日時点で、（1）会計年度中の純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超、かつ（2）平均従業員数が 1,000 人超の EU 企業または親会社。これらの企業は 2027 年 1 月 1 日以降開始する会計年度（2028 年報告）から報告義務の対象となります。改正された閾値は単年度の財務指標に基づいています⁶。
- **EU 規制市場における EU 域外発行者（第 19a 条および第 29a 条）**—貸借対照表日時点で、（1）会計年度中の純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超、かつ（2）平均従業員数が 1,000 人超である EU 規制市場に上場している EU 域外発行者。これらの企業も 2027 年 1 月 1 日以降開始する会計年度（2028 年報告）から報告義務の対象となります。改正された閾値は単年度の財務指標に基づいています⁷。
- **企業全体レベル（Enterprise level）/EU 域外の親会社（第 40a 条）**—EU 域外の親会社⁸を有する EU 子会社または支店で、グループとして（1）直近 2 会計年度いずれも EU 域内年間純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超、かつ（2）直近会計年度に EU 子会社または支店のいずれかが 2 億ユーロ超の純売上高を計上している場合。これらの企業は 2028 年 1 月 1 日以降開始する会計年度（2029 年報告）から報告義務の対象となります。

企業全体レベルの報告範囲の閾値（第 40a 条）は、企業単体（entity）またはグループレベルの報告（第 19a 条または第 29a 条）とは異なるため、子会社が CSRD 適用外であっても企業レベルでの報告義務が要求される場合があります。さらに、子会社自体が CSRD の対象となる場合（第 19a 条または第 29a 条）、当該子会社は自らの重要なリスク、インパクト、機会についても報告することが求められています。第 40a 条に基づく企業全体レベルでの報告は、必ずしも第 19a 条または第 29a 条に基づく子会社の報告義務を満たすものではありません。

⁵ すべての条文は「欧州議会および理事会による指令 2013/34/EU」（会計指令）を参照しています。

⁶ 現行の CSRD および EC のコンテンツ提案では、会計指令第 3 条で定義される企業規模基準が使用されています。これにより、企業のステータス変更には、該当する基準を 2 会計年度連続して満たすまたは満たさないことが必要とされています。

⁷ 脚注 6 をご参照ください。

⁸ 報告義務は EU の子会社または支店に課されます。報告は、連結された EU 域外の最終親会社または企業全体レベルで、EU の子会社または支店によって公表されます。

暫定合意のもと、EC は改正された適用範囲の閾値を定期的に見直し、必要に応じて閾値の修正を提案することが求められています。この見直しの目的は、インフレの影響を調整するとともに、適用範囲の閾値が EU の政策目標に対して十分なサステナビリティ情報をもたらしているかを評価することにあります。

以下の表は、Wave 1 の報告を除いた米国企業の観点から見た暫定合意における適用範囲および報告要件の概要を示しています。

		企業全体レベル	
		暦年決算会社の報告	
		2027 (2028 年報告)	2028 (2029 年報告)
範囲	平均従業員数が 1,000 人超かつ会計年度の純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超の企業。これには (1) EU 規制市場に上場している米国企業および (2) 米国企業の EU 子会社が含まれる。	すべての米国企業*で、(1) 直近 2 会計年度のいずれにおいてもグループレベルで EU 域内純売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超かつ (2) 直前の会計年度に純売上高が 2 億ユーロ超の EU 子会社または支店を少なくとも 1 つ有していること。	
要求される基準	改正 ESRS** (または同等の基準***)	改正 ESRS** (または同等の基準***) または EU 域外企業向けの開発予定の代替基準†	
報告レベル	子会社単体。親会社が ESRS または EU 域外親会社向けの同等の基準に基づいて作成した親会社の報告書 (すなわち、連結グループレベル) に含まれている場合を除く。	連結グループ	

* 報告義務は EU 子会社または支店に課されます。報告は、連結された EU 域外の最終親会社または企業全体レベルで、EU の子会社または支店によって公表されます。

** 将来の委任法の下で改正 ESRS が策定される予定となっています。EC は現在、EFRAG が 2025 年 12 月 3 日に提出した技術的助言および改正 ESRS を検討しています (追加情報は下記参照)。

***「同等の基準」は、米国 (EU 域外) の企業レベルでの報告にのみ適用されます。EU の子会社およびグループは、改正 ESRS に従って報告しなければなりません。何が「同等」とみなされるかは、今後 EC によって決定される予定です。

† EU 域外企業向けの基準は、2027 年 10 月 1 日以前には EC によって採択されません。

免除規定

暫定合意は、以下のとおり報告義務に対する免除を新設または拡大しています⁹

- 金融持株会社—親会社が金融持株会社であり、その子会社が互いに独立したビジネスモデルおよび事業を有している場合、親会社に対して免除規定を設けています。この免除は、EU 親会社および EU 域外発行者である親会社の報告 (第 29a 条)、並びに EU 域外親会社の企業全体レベル報告 (第 40a 条) に適用されます。

第 2 条第 15 項では、金融持株会社を「唯一の目的が他の企業の持分を取得し、これらの持分を管理し収益化することであり、株主としての権利を害することなく、直接または間接的にこれらの企業の経営に関与しない企業」と定義しています。

- PIE—既存の子会社免除規定を上場の大規模企業¹⁰を含むすべての PIE に拡大します。
- Wave 1 企業—各加盟国に対し、改正された適用範囲 (上記「適用範囲の閾値の改正」参照) 対象外の Wave 1 企業について、2025 年および 2026 年会計年度に免除する選択肢を設けています。Wave 1 企業は、加盟国による選択肢が国内法に法制化されるまでは既存の報告要件の対象となります。

バリューチェーンキャップ

暫定合意では、CSRD の改正対象範囲内の企業がその対象範囲内にはないバリューチェーンの企業 (「保護対象企業」) に求めることができる情報を制限するバリューチェーンキャップを設けます。

⁹ 参照されているすべての条文は会計指令からのものとなっています。

¹⁰ 「大規模企業」の定義は、2013/34/EU 指令第 3 条に基づき、EU 企業または (連結ベースでの) EU 親会社が、2 会計年度連続して貸借対照表日時点で以下の 3 つの規準のうち 2 つ以上を満たす場合とされています：平均従業員数 250 人超、貸借対照表額 2,500 万ユーロ超、純売上高 5,000 万ユーロ超。

バリューチェーンキャップは、CSRD の要求に従ってサステナビリティ情報を報告するための情報収集にのみ適用されます。主な規定は次のとおりです。

- **従業員数の閾値**—報告企業のバリューチェーン内で会計年度中の平均従業員数が 1,000 人を超えない企業は、今後策定される任意の報告基準で規定される範囲を超える情報の要求を拒否する法的権利を有しています。EC は、VSME 基準に関する EC の勧告¹¹に基づく任意の基準を委任法令により採択します。
- **バリューチェーンの透明性**—報告企業が、任意の基準を超えている保護対象のバリューチェーン企業からサステナビリティ情報を要請する場合、報告企業は、(1) 要請された情報が任意の基準を超えていることを明示し、(2) バリューチェーン企業に対し、追加情報の提供を拒否する法的権利を通知することが求められています。
- **任意の報告およびその他の要求事項**—バリューチェーンキャップは、CSRD の要求に応じてサステナビリティ情報を報告するための情報収集にのみ適用されます。それは、特定のセクターの企業間で通常共有される情報など、企業が任意に情報を共有することを禁止するものではありません。また、企業がデューデリジェンスプロセスを実施するための EU 要求事項を遵守する目的での要請を含む、他の目的のための情報要請にも影響を与えません。

セクター別基準

暫定合意は、EC がセクター別 ESRS を採択するという要求事項を、ESRS の適用を例示し促進するセクター別ガイダンスを提供することによって報告企業を EC が支援するという選択肢に置き換えています。いかなるガイダンスも、関連するステークホルダーとの協議に基づくこととなります。

買収／合併および離脱の事象

暫定合意は、買収、合併又は売却の結果として会計年度中に企業のグループの構成が変化する状況に対して、以下の救済を導入しています。

- **取得／合併**—新たに取得した子会社の移行期間を設定し、親会社が取得した子会社に関するサステナビリティ報告を次の会計年度まで延期できます。
- **離脱**—親会社が、ある企業がグループを離脱する会計年度において、その企業のサステナビリティ情報を連結マネジメントレポートから除外することを容認します。

暫定合意に記載されているように、一方または両方のオプションを行使する親会社は、「グループのインパクト、リスク、または機会に影響を与える」重要な事象を開示すべきです。

機微情報の省略

暫定合意では、一定の条件を満たすことを条件に、以下の情報を省略する会社のオプションを改正しています。

- 「企業の商業的地位を著しく害する」情報

¹¹ 2025 年 7 月 30 日付けの委員会勧告 (EU) 2025/1710

- 「取引の秘密に該当する知的資本、知的財産、ノウハウ、技術情報又はイノベーションの成果」に対応する情報
- 機密情報
- その他の情報であって、EU 法または国内法のため、または「自然人のプライバシーまたはセキュリティ、ならびに法人のセキュリティを保護するため」に開示することができないもの

EUT

暫定合意は、任意のタクソミ報告に関する EC の提案規定を削除しています。タクソミの報告は、すべての EU 企業および EU 規制市場に上場している EU 域外企業のうち、会計年度中の純売上高が 4 億 5000 万ユーロ超で、かつ平均従業員数が 1,000 人超の企業に対して引き続き義務付けられています。その他の EUT 報告の更新については、以下の採択のセクションを参照ください。

保証

暫定合意は、保証の要求事項を次のように修正しています。

- **限定的保証の基準**—暫定合意により、EC による限定的保証の基準の採択期限が 2026 年 10 月 1 日から 2027 年 7 月 1 日に延期されています。これは、限定的保証の基準採用の要求事項を削除した EC 提案からの変更です。
- **合理的な保証**—EC 提案に沿った方法で、暫定合意は合理的な保証に対する限定的な保証の要求事項を改正するオプションを削除しています。
- **第三国監査人の移行制度**—暫定合意では、EU 加盟国の規制市場での取引が認められている第三国企業（すなわち、EU 域外企業）のサステナビリティ情報に関する保証報告書を発行している第三国監査人および監査企業について、2025 年から 2030 年までの移行制度を導入している。これには、簡素化された登録要求事項が含まれ、監督上の監視からの免除を提供しています。この改正は、第三国監査人と監査企業が、長期的な同等性と妥当性の決定が行われる間、初期の数年間にサステナビリティ報告に対して限定的な保証を提供し続けるための実務上の移行経路を維持しています。

デジタルポータル

暫定合意では、企業が ESRS および任意の基準に関する情報、ガイダンス、およびテンプレートやリソースを含むサポートにアクセスするためのデジタルポータルを確立することが EC に求められています。さらに、EC は、指令が発効してから 2 年以内に、サステナビリティ報告のための技術的解決策に関する報告書を発行する任務を負っています。

CSDDD

暫定合意における既存の CSDDD の主な改正には、適用範囲の閾値、デューデリジェンスアプローチ、適用日に関するものが含まれます。CSDDD は、サステナビリティデューデリジェンス事項に関する年次報告書をウェブサイトに掲載する義務を除き（同義務は 2030 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用）、2029 年 7 月 26 日から適用範囲内のすべての企業に適用されます。加盟国は 2028 年 7 月 26 日までに CSDDD 関連の指令の規定を法制化しなければなりません。

適用範囲の閾値の改正

暫定合意のもとでは、デューデリジェンス義務は、(1) 年次報告書が採用された、または採用されるべきであった最終会計年度において、平均 5,000 人超の従業員を有し、かつ 15 億ユーロ超の全世界純売上高を有する大規模な EU 企業、および (2) 最終会計年度の前会計年度において、EU 域内年間純売上高 15 億ユーロ超ので EU 域外企業にのみ要求されます。暫定合意には、適用範囲の見直しやハイリスクセクターへのセクター固有のアプローチ導入の必要性などについて、2031 年 7 月 26 日までに評価を行うことが盛り込まれました。

修正されたデューデリジェンス・アプローチ

修正されたデューデリジェンス・アプローチは、関連性のあるリスク要因を考慮しつつ、負の影響を特定し評価するための適切な措置をとることを企業に求めています。暫定合意にしたがって、企業は、「負の影響が発生する可能性が最も高い自社の事業、子会社の事業、および活動のチェーンに関連する場合にはビジネスパートナーの事業全体にわたる一般的な領域を特定するための」合理的で入手可能な情報に基づいて、適用範囲の検討を実施することが要求されます。適用範囲の検討の結果に基づく詳細な評価を実施するに当たって、企業は、必要な場合にのみ、ビジネスパートナーに情報を要求することができます。従業員 5,000 人未満のビジネスパートナーについては、他の方法で情報を入手できない場合に限り、情報を要求することができます。企業が「いくつかの分野で同程度に起こり得るまたは同程度に深刻な負の影響を特定した」場合、直接的なビジネスパートナーを含む負の影響の評価を優先することができます。

気候移行計画

暫定合意は、気候変動緩和のための移行計画を採択することを企業に義務付ける要求事項を削除しています。しかし、移行計画の報告に関する CSRD の要求事項は変更されていません。

罰金

各国の監督当局によって課される罰金は、罰金を課す決定の前会計年度における当該企業の全世界純売上高の 3% (または、親会社の場合は、親会社レベルで計算した全世界の純連結売上高の 3%) に制限されます。EC は、監督当局が罰則のレベルを決定する際に役立つガイドラインを発行する予定です。

CSDDD レポート

EC は、2029 年 3 月 31 日までに、企業の報告の内容と規準に関するガイドラインを発行する予定です。このガイドラインでは、デューデリジェンスの説明、特定された実際のおよび潜在的な負の影響、およびそれらの影響に関して取られた適切な措置について扱います。

報告

簡素化された ESRS—提出された技術的助言

2025 年 3 月、EC は EFRAG に対し、ESRS (ESRS Set 1) の改正案の形で技術的助言を提供するよう要請しました。2025 年 7 月、EFRAG はこれらの改正案の ED を公表しました。EFRAG は、横断的な基準 (ESRS 1「全般要求事項」および ESRS 2「全般開示事項」) やセクターにとらわれないトピック別基準を含む ESRS フレームワークの全体的なアーキテクチャを維持する一方で、読みやすさ、プロポーシヨナリティ、意思決定の有用性を向上させるために大幅な簡素化を推奨しました。これらの簡素化には、適正な表示 (fair presentation) とサステナビリティ情報の意思決定有用性の強調、ダブルマテリアリティ評価 (DMA) の要求事項の簡素化、より原則に基づいた叙述的な開示要求、すべての任意開示要求の削除を含む、考慮しなければならないデータポイントの数の削減 (最終的な技術的助言では名目上 61% の削減が報告されています)、国際サステナビリティ基準委員会 (ISSB) の基準にとの相互運用可能性 (interoperability) の更なる考慮事項が含まれます。加えて、セクター固有の基準はもはや開発が見込まれません。ED の詳細については、Deloitte の 2025 年 8 月 21 日の [Heads Up](#) を参照してください。

2025年12月3日、EFRAGは最終的な技術的助言（「簡素化されたESRS草案」または「ESRS草案」）をECに提出しました。これには、2025年7月に発行されたEDからの以下の主要な変更が含まれています。

- EFRAGは、政府、アナリスト、学者を「一般目的サステナビリティステートメントのその他の利用者」のリストから除外しました
- 適正な表示の役割が強化され、IFRS S1¹²との整合性が強化されました
- EFRAGは、ESRS 2草案の全般的な開示情報との関連を含め、ESRS草案の包括的な原則として、情報の重要性をより重視しています
- 財務マテリアリティの記述は、IFRS S1とさらに整合的です
- 意思決定有用性は、現在インパクトマテリアリティに対しても強調されています
- ESRS草案は、緩和前または緩和後のインパクトの考慮事項に関連してEDを修正しています。実際のインパクトの深刻度は、現在の報告期間に基づいて評価されます
- マテリアリティへのおよび潜在的なインパクトを評価するための詳細な概要を提供したESRS 1の付録Cは保持されませんでした
- ESRS草案は、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会の特定と、報告されるトピックとサブトピックの関係を説明するために、トップダウンおよびボトムアップのアプローチを強化し、明確にします
- 企業が自らの業務の一部としてリース資産に関連するインパクト、リスクおよび機会を報告しなければならないか否かに関する要求事項が改正されました
- ESRS 1草案は、企業に対し、金額を相互参照するか、財務諸表の情報との関連性を説明するか、またはその両方を要求しています。これはEDでは任意でした
- 極秘情報または機密情報の開示からの救済は、現在、極秘情報または機密情報の省略が他の適用されるEUの法律および規則によって要求または許可されるかどうかにかかっています
- EFRAGは、上流および下流のバリューチェーンに関する情報の利用可能性に対する救済と、Wave 1以外の企業に対する段階的導入措置を削除しました
- EDに関するコンサルテーションにおいて、EFRAGはステークホルダーに対し、企業の予想される財務的影響の開示は引き続き定量的なものであるべきか、開示は定性的な情報にするべきかを尋ねました。受け取ったフィードバックに基づいて、EFRAGは、定量的開示の要求を継続するが、利用可能な救済を拡大することを決定しました
- EFRAGは、気候変動緩和のための移行計画について、ESRS Set 1から開示要求の大部分を復活させることを決定しました

ECは今後、ESRSを修正する委任法を採択する際にEFRAGの助言を検討します。ECは、技術的助言とは異なる簡素化されたESRSを採用することができます。

¹² IFRS S 1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項」

EC は、可能な限り早期に、遅くともコンテンツ提案の発効後 6 ヶ月以内に、必要な委任法を採択することを目指しています。このタイムラインは、2027 会計年度に改正基準を適用する企業が間に合うように ESRS を委任法として採択できるように設定されており、潜在的には 2026 会計年度に任意適用するという選択肢もあります。委任法が発効になるまで、Wave 1 企業は ESRS Set 1 の適用を継続する必要があります。

EFRAG はまた、[ESRS Knowledge Hub](#) を立ち上げました。これは、企業、実務家、ステークホルダーが ESRS や EFRAG が開発したより広範なサステナビリティ報告資料をナビゲートするのを支援するために設計された対話型オンラインプラットフォームです。

EUT 委任法

採択

2025 年 7 月 4 日、EC は、EUT の簡素化に関する提案を最終決定する委任法（「EUT 委任法」）を採択しました。EUT 委任法で提案されている内容の背景と詳細については、Deloitte の [2025 年 3 月 7 日](#)と [2025 年 8 月 21 日](#)の Heads Up newsletters を参照してください。

採択後、EUT 委任法は欧州議会と EU 理事会による精査期間の対象となりました。精査期間は 2026 年 1 月 5 日に終了し、EUT 委任法は 2026 年 1 月 8 日付の「EU 官報」に[掲載されました](#)。EUT 委任法は、「EU 官報」に掲載されてから 20 日後に発効します。

EUT 委任法の適用日は 2026 年 1 月 1 日であり、2025 会計年度の報告をカバーします。しかし、企業は 2026 会計年度からこれらの措置を適用することができます。

2025 年 12 月 17 日、EC は、[EUT 委任法の改正](#)に関する解釈と適用のガイダンスをよくある質問（FAQ）の形で提供するために、委員会通知案を公表しました。FAQ は、報告ルールの適用のためのタイムラインと金融機関へのその適用、比較データの要求事項、金融機関の「オプトアウト」規定、10%の重要性閾値、運営費用の主要業績指標（「OpEx KPI」）に対するマテリアリティアプローチ、金融機関と特別目的事業体との間の関係など、いくつかのトピックを扱っています。

技術的スクリーニング規準に関するコンサルテーション

2025 年 11 月 7 日に、EC は、EUT [気候・環境](#)委任法の技術的スクリーニング規準を簡素化する提案について、2 つの証拠要求を公表しました。コメントの提出期限は 2025 年 12 月 5 日でした。証拠の要請に対応して、2 つの委任法が起草され、それぞれ 4 週間のパブリックコンサルテーション期間が設けられます。最終的な委任法は、2026 年の第 2 四半期に EC によって採択される予定です。

米国企業の次のステップ

米国企業は、該当する場合には、承認状況や各々の指令および委任法の発効日、ならびに加盟国の法制化状況を含め、提案の進捗状況のモニタリングを継続すべきです。各項目は、立法プロセスを経るにつれて、変更やさらなる進展がある可能性があります。加えて、企業は次の事項を考慮することができます。

- *EU 子会社およびグループが依然として CSRD および EUT ならびに関連する報告期限の範囲内にあるかどうかの再評価 (Reevaluate)* — 企業は、あらゆる変更が自社の報告戦略（例えば、子会社免除の使用を認める連結グループ報告 VS 単体子会社報告）にどのような影響を与えるかを検討することを望むかもしれません。

- **企業全体レベルの報告に関する結論の再評価 (Reassess)** —子会社レベルで CSRD 報告義務を負う EU 子会社を持たない企業 (すなわち、第 19a 条および第 29a 条) は、依然として企業全体レベルの報告義務を負う可能性があります (すなわち、第 40a 条)。
- **グローバル報告戦略の再評価 (Reevaluate)** —企業は、EU の報告努力が、カリフォルニア州上院法案、IFRS サステナビリティ開示基準 (オーストラリアやメキシコなどの法域で採用されているものを含む)、グローバル・レポート・イニシアティブ (GRI) 基準など、他の法域や自主的なフレームワークとどのように整合しているかを評価すべきです。このアプローチは、サステナビリティ開示全体の一貫性、比較可能性、効率性を促進することができます。企業は、相互運用可能性 (interoperability) の地域だけでなく、その他の地域の多様性についても考慮すべきです。
- **簡素化された ESRS 案の評価 (Assess)** —ESRS 案が過去、現在、および計画された将来の準備作業にどのように影響するかを考慮すべきです。考慮すべき事項には以下のものが含まれます。
 - 簡素化された DMA ガイドンスが DMA にどのような影響を与えるかを、開示情報が任意であるか制度であるかにかかわらず決定する。
 - 情報の全体的なフィルターとして、適正表示のフレームワークとマテリアリティに重点を置くことの潜在的な効果を評価する。

最終基準が公表された後、企業はそれらの最終基準との整合性を評価すべきです。

- **自主的な報告のための計画を策定する**—CSRD の下でもはや報告を義務付けられなくなった企業は、CSRD の下で報告を義務付けられているバリューチェーンのパートナーからそのような情報が要求される可能性があるため、将来の自主的な報告基準の導入を検討することを望むかもしれません。バリューチェーン・パートナーにサステナビリティ情報を報告する必要のないその他の企業も、自主的なサステナビリティ報告にこれらの基準を適用することができます。EC が自主的な使用のためのサステナビリティ報告基準を採択するまでは、企業は VSME 基準を適用することができます。
- **EUT 報告のためのアプローチを開発する**—2025 会計年度で報告する企業は、2025 会計年度または 2026 会計年度から改正を適用するという選択肢を考慮すべきです。
- **社内の認識を高める**—CSRD、EUT、ESRS、および CSDDD のデューデリジェンスの要求事項に従った報告に対して提案された変更が、計画されたイニシアチブや、社内のステークホルダー、経営陣、取締役会の責任にどのような影響を与える可能性があるかを伝達すべきです。

Contacts



Doug Rand
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 202 220 2754
dorand@deloitte.com



Sean May
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 6930
semay@deloitte.com



Blair McCauley
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 4030
bmccauley@deloitte.com



Christine Robinson
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 801 366-6839
chrobinson@deloitte.com



Kristen Sullivan
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 708 4593
ksullivan@deloitte.com



Grant Kluesner
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 612 397 4044
gkluesner@deloitte.com



John Rzonca
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 6047
jrzonca@deloitte.com



Meaghan Meyer
Audit & Assurance
Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 469 417 3205
mehouston@deloitte.com

Dbriefs for Financial Executives

We invite you to participate in Deloitte’s live [Dbriefs](#) webcasts for valuable insights into important developments affecting your business. The [Dbriefs for Financial Executives](#) series covers various accounting, governance, and financial reporting topics. Dbriefs also provide a convenient and flexible way to earn CPE credit — right at your desk.

Subscriptions

To subscribe to Dbriefs, or to receive accounting publications issued by Deloitte’s Accounting and Reporting Services Department, please visit [My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com).

The Deloitte Accounting Research Tool

The [Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#) is a comprehensive online library of accounting and financial disclosure literature. It contains material from the FASB, EITF, AICPA, PCAOB, and SEC, in addition to Deloitte’s own accounting manuals and other interpretive guidance and publications.

Updated every business day, DART has an intuitive design and powerful search features that enable users to quickly locate information anytime, from any device and any browser. While much of the content on DART is available at no cost, subscribers have access to premium content, such as Deloitte’s *FASB Accounting Standards Codification Manual*. DART subscribers and others can also [subscribe](#) to *Weekly Accounting Roundup*, which provides links to recent news articles, publications, and other additions to DART. For more information, or to sign up for a free 30-day trial of premium DART content, visit dart.deloitte.com.



原文（英語）：[Heads Up — European Sustainability Reporting — Omnibus Legislative Developments and Updates to European Sustainability Reporting Standards \(January 14, 2026\)](#)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301